

令和8年第2回定例会(令和8年6月23日)

厚生環境教育委員会委員長 (松川 峰生 委員長)

去る6月11日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました「議第38号 令和8年度別府市一般会計補正予算(第2号)」関係部分ほか11件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

初めに、予算議案1件のうち、「議第38号 令和8年度別府市一般会計補正予算(第2号)」関係部分についてであります。

市民課関係部分では、令和8年9月以降のマイナンバーカードの電子証明書の更新手続の対象者の増加に対応するため、臨時窓口をトキハ別府店に開設する経費等を計上しているとの説明がありました。

委員から、臨時窓口の運営体制について質疑があり、当局から、派遣業務委託による職員のほか、市職員を常時配置するとの答弁がありました。

次に生活環境課関係部分では、令和8年度歳出予算「ごみ収集に要する経費」の塵芥車購入に関連する経費について、昨今の中東情勢の影響で、車両の生産に必要な石油由来の原材料が不足しており、年度内の車両完成が見込めなくなったことから、繰越明許費として計上しているとの説明がありました。

委員から、世界情勢を受けて購入費用が上がった場合について質疑があり、当局から、メーカー、販売店に確認しており金額は変動しない予定との答弁がありました。

次に、社会教育課関係部分では、別府市中央公民館、別府市市民会館に対する指定管理者の指定に伴い、その指定管理料として、令和8年度から令和13年度の間で2億500万円を債務負担行為限度額として計上しているとの説明がありました。

以上、予算議案「議第38号」の採決につきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、5件の条例議案についてであります。

「議第39号 別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について」では、マイナンバーを利用した予防接種事務のデジタル化を全国一律で展開できるよう準備するために、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、「議第40号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」では、スポーツ推進委員の報酬の額を見直すことに伴い、条例を改正しようとするものであるとの説明がありました。

次に、「議第43号 別府市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について」では、大分県関係法令の一部が改正されたことに伴い、

条例を一部改正するとの説明がありました。

委員からは、市立幼稚園教職員の勤務実態についてしっかり把握するようとの要望があり、当局からは、国の意向に沿って別府市としても調査したいとの答弁がありました。

次に、「議第44号 別府市立少年自然の家の設置及び管理に関する条例の廃止について」では、別府市立少年自然の家「おじか」を廃止することに伴い、条例を廃止しようとするものであるとの説明がありました。

続きまして、「議第45号 別府市介護保険条例の一部改正について」では、介護保険法施行令の一部改正に伴う令和8年度の介護保険料の特例的な減免に係る申請を不要とするため、条例改正するものであるとの説明がありました。

以上5件の条例議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、その他議案6件についてであります。

初めに、「議第47号 工事請負契約の締結について」では、別府市総合体育館空調設備改修工事に係る契約を締結することに伴い、議会の議決を求めるものであるとの説明がなされたのち、るる質疑がありました。

まず、工事期間中の冷房代替設備の設置について委員から要望があり、当局から、状況に応じて対応したいとの答弁がありました。

また、委員から、世界情勢の影響による工期延長、費用増額の可能性についての質疑があり、当局から、現時点では納品の遅延や資材高騰による工期延長等はないと考えているが、状況によって迅速に対応したいとの答弁がありました。

さらに、他の委員から工事の対象は施設の全体か一部かとの問いがあり、当局から、全体の工事であるが、事務室等の部分空調については使用可能との答弁がありました。

次に、「議第48号 工事請負契約の締結について」では、別府市立少年自然の家「おじか」解体工事に伴う工事請負契約を締結することに伴い、議会の議決を求めるものであるとの説明がなされました。

委員から、少年自然の家廃止に伴う施設解体後の土地活用方法について質疑があり、当局から、子どものために何か活用できないかとの考えで検討を始めるが、当該地が市街化調整区域かつ土砂災害警戒区域であるため、活用方法については令和8、9年度で慎重に検討したいとの答弁がありました。

次に、「議第53号 指定管理者の指定について」では、別府市中央公民館及び別府市市民会館の管理を行わせる指定管理者を指定しようとするに伴い、議会の議決を求めるものであるとの説明ののち、るる質疑がありました。

まず、委員から別府市中央公民館及び別府市市民会館の設置の目的は、社会教育法に基づく国民の学習機会の推奨・支援並びに市民の文化の向上及び福祉の増

進であり、国及び地方自治体の責務により、環境を整備するものとなっていることから、市として、運営に関して、本来の目的を損なわないよう、十分配慮するとともに、監督責任を果たすこと、という意見があり、続いて、指定管理者として、別府市中央公民館、別府市市民会館の管理を行わせることについて、公民館の館長は誰がするのかとの問いがあり、当局からは、社会教育法に関わる部分は市の直営の予定であり、社会教育法に基づく公民館館長については市職員が担当し、公会堂の管理運営責任者は指定管理者になる予定との答弁がありました。

また、委員から、日本郵便の指定管理の実績がないことに対し質疑があり、当局から、日本郵便は指定管理の実績はないが、他の自治体では市の窓口業務などの受託実績があり、住民票の発行等のサービスなどで実績を生かしてもらいたいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、社会教育事業のサービス水準の維持に対する要望や、舞台音響や照明等専門性が高い業務についても、利用者へ不便がないようにとの要望があり、当局から、利便性を維持、向上できるよう指定管理者と協議したいとの答弁がありました。

これら委員からの意見・要望を受け、本委員会として「別府市中央公民館及び別府市市民会館の指定管理については、その進捗に応じて本委員会に報告すること」を求めました。

次に、「議第54号」及び「議第55号」については、令和8年度当初予算として議決を受けていた予算について、国の交付金の内示に伴い、令和7年度の予算へ組み替える必要が生じたため、専決処分を行ったとの説明がなされました。

最後に、「議第58号」では、国の関係法令の一部が改正されたことに伴い、地方自治法の規定に基づき、別府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものであるとの説明がなされました。

以上、6件のその他議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び承認すべきものと決定した次第であります。

以上で当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位のご賛同をお願いいたします。